

主要農作物種子法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 29 号

主要農作物種子法の実施に関する規則の一部を改正する規則

主要農作物種子法の実施に関する規則（昭和 27 年岩手県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定書の交付)</p> <p>第 1 条 知事は、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により指定種子生産ほ場を指定した場合は、当該申請者に対し、<u>別記第 1 号様式</u>による指定書を交付する。</p> <p>(標札)</p> <p>第 3 条 審査の請求をした者（以下「審査請求者」という。）は、ほ場 1 筆ごとに<u>別記第 2 号様式</u>による標札を建てなければならない。</p> <p>(種子審査員の任命)</p> <p>第 7 条 知事は、法第 4 条第 4 項の規定による審査を行う<u>技術吏員</u>を次に掲げる者のうちから種子審査員として任命する。</p> <p>(1) 農業普及員</p> <p>(2) 試験研究機関の<u>技術吏員</u></p> <p>(3) その他知事が<u>適当と認めた技術吏員</u></p>	<p>(指定書の交付)</p> <p>第 1 条 知事は、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により指定種子生産ほ場を指定した場合は、当該申請者に対し、<u>別に定める様式</u>による指定書を交付する。</p> <p>(標札)</p> <p>第 3 条 審査の請求をした者（以下「審査請求者」という。）は、ほ場 1 筆ごとに<u>別に定める様式</u>による標札を建てなければならない。</p> <p>(種子審査員の任命)</p> <p>第 7 条 知事は、法第 4 条第 4 項の規定による審査を行う<u>職員</u>を次に掲げる者のうちから種子審査員として任命する。</p> <p>(1) 農業普及員</p> <p>(2) 試験研究機関の<u>職員</u></p> <p>(3) その他知事が<u>適当と認めた職員</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

第 1 号様式及び第 2 号様式を削る。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。